

料金徴収業務委託 入札参加者の皆様へ

料金徴収業務は、有料道路の窓口業務というべきものであり、正確な料金収受と心のこもったお客様への対応が必要となります。

また、天災や道路・駐車場内での事故等のトラブルがあり得ますので、受託業者の皆様には、料金徴収の現場への指導だけでなく、トラブルへの対応を行なっていただくとともに、必要に応じ道路公社の本社や出先事務所と迅速に連携できる体制を構築していただく必要があります。

1 入札に関する定めについて

入札の概要につきましては、「**入札公告（入札前審査型）**」、
参加申込手続（書類作成）につきましては、「**料金徴収業務委託入札参加申込要領**」、
入札方法につきましては、「**料金徴収業務委託契約入札心得**」

の内容を必ず把握したうえで申込願います。

それぞれのPDFデータは、道路公社ホームページの入札にかかるページ
(URL <http://siz-road.or.jp/sz/public/>) に掲示します。

また、設計図書、契約約款及び仕様書等の入札に係する書類の配布も、道路公社ホームページでの配付（PDFデータの掲示）となっており、公社事務所での直接配付は行いませんので、御注意ください。

2 委託業務の概要（契約約款・特記仕様書を御確認ください。）

各道路における主な委託業務内容は、お客様から通行料金を現金で収受あるいは回数券等を回収して道路を通行いただくこと、お客様への回数券等の販売を行なうこと、その内容を帳票に記録し道路公社へ提出することとなります。

その他に、お客様の安全確保に必要な措置、関係施設の清掃、休日等における事故の初動対応等、料金徴収に関連する業務を委託します。

業務内容は、道路により多少の差異がありますが、次の2箇所は、特に業務形態が異なります。

①伊豆中央道及び修善寺道路

業務そのものは他の道路と変わりませんが、合併採算制を採用しており、二つの有料道路でも料金体系などが同じであり、一つの事業者様において、併せて業務を行っていただきます。

②伊豆スカイライン

多区間道路であり料金収受機械等を導入しておりませんので、収受金・通行券類の管理、帳票作成等は単区間道路に比べかなり煩雑となります。

3 変更点について

(入札方法の変更)

これまで、料金徴収業務委託の入札は公募型指名競争入札を実施してきましたが、今年度から、**制限付一般競争入札（入札前審査型）に変更**となります。

入札参加者を公募する点は変わりませんが、今回からは「指名」がなくなり、入札参加資格要件を満たす者であれば、全員が入札に参加できることとなります。

(入札参加資格の変更)

伊豆スカイライン、箱根スカイラインの2道路については、この道路が観光道路である特性を重視させていただき、県内の観光情報や道路情報に関する適切な案内を行っていただくため、地元精通しており、常に最新情報を把握できる状況を要求させていただきたいことから、**静岡県内に本店を有する地域（静岡県）に密着した事業者様に限定**させていただきます。（入札公告をご確認ください。）

併せまして、伊豆中央道及び修善寺道路につきましても、今年開通した東駿河湾環状道路が直結し、当道路が伊豆半島の観光窓口としての特性が強くなっていることを重視させていただき、県内の観光情報や道路情報に関する適切な案内を行っていただくため、地元精通しており、常に最新情報を把握できる状況を要求させていただきたいことから、**静岡県内に本店を有する地域（静岡県）に密着した事業者様に限定**させていただきます。（入札公告をご確認ください。）

当然ながら、これらの道路の契約者となった事業者様には、観光情報や道路情報に関する案内を適切に行っていただきたいと考えますし、道路公社としてもそのために必要となる協力、努力を求めていますので、ご了承いただいて入札へのご参加をお願いいたします。

(最低制限価格の変更)

入札時における最低制限価格の算出基準が変更となる予定です。

12月上旬を目途に変更となった基準（最低制限価格制度実施要領）を公開する予定ですので、ご確認ください。